

特記仕様書

工事名	令和8年度海面育成施設製作工事
業務場所	製作：海面育成施設製作工場 搬入場所：宮津市小田宿野 1029-3 地内
工期	契約日又は契約日の翌日 ～ 令和8年10月30日

京都府水産事務所

第1章 総則

1 適用

令和8年度海面育成施設製作工事（8競緊第1号）（以下「本工事」という。）は、「土木工事共通仕様書（案）」（令和6年4月、京都府）（以下「共通仕様書」という。）及び「漁港漁場関係工事共通仕様書」（令和7年5月、水産庁漁港漁場整備部）（以下「漁港仕様書」という。）に基づくほか、図面及び本仕様書により施工するものとする。

なお、重複する事項の優先順位は①本仕様書、②共通仕様書、③漁港仕様書とする。

2 設計変更ガイドライン

本工事は、工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（平成29年9月）によるものとする。

また、工事打合簿の発注者による『設計変更に伴う増減額の概算額（請負代金相当額）』の回答については、『概算額 増（または減）約〇〇万円』と記載する。概算額の算定に時間を要するため、後日通知する際は、『概算額は後日通知』と記載する。（増減額が少額の場合は記載はなし）

なお、概算額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

第2章 基本設計条件

1 風速

$V = 31.20\text{m/sec}$

2 波浪

有義波高（荒天時）

$H_{1/3} = 0.80\text{m}$

周期

$T = 2.33\text{sec}$

3 潮位

設計高潮位（H.W.L.）

D.L. +0.50m

設計低潮位（L.W.L.）

D.L. +0.00m

4 水深

LWL 時 10.0m

5 波長

$L = 8.50\text{m}$

6 準拠基準

漁港・漁場の施設の設計参考図書

アルミニウム合金土木構造物設計・製作指針案

第3章 浮棧橋の仕様

1 浮棧橋部（基本構造・主要構造材）

- ・浮棧橋の寸法は通路部 3.0m×75.0m、軽トラック転回棧橋は 10.0m×15.0m とする。
- ・トリガイ海面育成施設、生け簀浮棧橋との乾舷差を少なくするため、乾舷は 0.6m とする。主部材はコンクリート製フロートとアルミ製ウェイラー材によるものとし、耐用年数は 10 年以上を有するものを使用すること。
- ・ウェイラー材は、耐食性アルミニウム合金とすること。
- ・棧橋に作用する応力に耐え得る強度を有するため、ウェイラー材のサイズは 200×75mm 以上、断面係数は $Z_x=154 \text{ cm}^3$ 以上とすること。
- ・軽トラック通過時の安定性を考慮し、安定検討時の上載荷重は $1.0\text{kN}/\text{m}^2$ 、車両荷重は 20 kN（軽四輪トラック）を耐えうる製品であること。
- ・軽トラック通過時の動揺抑制のため、通路棧橋には動揺抑制装置を取り付けること。
- ・転倒抑制装置はフレームを耐食性アルミニウム合金製で、フロートを外皮ポリエチレン製、内部を発泡スチロールで充填したものとすること。
- ・ウェイラー材にはステンレス製の台座を設置し、電源盤、分電盤、コンセントボックス、観測機器等の設備を取り付けられるようにすること。
- ・転落防止のため、高さ 1.1m 以上のステンレス製の手摺を取り付けること。

(2) コンクリートフロート

- ・フロートは調達が容易な国内製のものとし、耐候性、安定性に優れたフロートとする。
- ・外殻材はバイオマス燃焼灰を使用したジオポリマーコンクリートとする。
- ・不沈構造とするため内部材は発泡スチロールで満たされたものとすること。
- ・内部材としてウレタン発泡体は吸水率が高く適さないため使用しないこと。
- ・フロート間のサイドフレームはステンレス製を使用すること。
- ・床面は防滑仕様とすること。

(3) 連絡橋

- ・連絡橋は 2.3m×10.0m とし、軽トラックが通過できる仕様とする。
- ・材質はアルミ合金製とすること。
- ・連絡橋には転落防止柵を設けること。

(4) その他

- ・金錨からトリガイ海面育成施設、生け簀施設への張力の影響を緩和するため、カウンターフロートを装備すること。

- ・カウンターフロートの外殻材は引張り強さや衝撃強さに優れ、耐寒性及び耐熱性の優れる高密度ポリエチレンとし、浮沈構造とするため、内部材は発泡スチロールで満たされたものとする。
- ・カウンターフロートの色はオレンジ色とすること。

第4章 その他

- ・港湾に関わる民間技術の評価に関する規程（平成元年旧運輸省告示第341号）第5条第1項に基づき、浮棧橋の技術評価を受けた実績を有するメーカーを使用すること。
- ・鋼材は、国内での調達が容易なJIS製品を使用すること。
- ・使用材料は環境へ悪影響を及ぼす恐れが無いものを使用すること。
- ・破損時に部品、部材の交換が容易な構造とすること。
- ・製品の輸送費については、請負者の製作工場の所在地等を踏まえ、協議の上、決定する。